

## 第9次小山市総合計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 業務名

第9次小山市総合計画策定支援業務委託

### 2. 目的

本業務は、現在の第8次小山市総合計画（以下「現計画」という。）の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度開始の第9次小山市総合計画（以下「新計画」という。）を策定するにあたり、その支援を行い、効果的に策定作業を進めることを目的に実施する。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（令和6年度から令和7年度までの2か年の継続業務）

### 4. 新計画策定にあたっての基本的な考え方

（1）「田園環境都市おやま」、「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ」等を反映した計画づくり

30年後（2054年）の小山市のあるべき姿を描き、持続可能なまちづくりの指針となる「田園環境都市おやまビジョン」（以下「ビジョン」という。）を令和6年度末の策定に向けて取り組んでいることから、策定の過程を踏まえ、市が目指す「田園環境都市おやま」、「カーボンニュートラル・ネイチャーポジティブの推進」などの考え方や方針を理解した計画とする。

※「田園環境都市おやま」の概念など、市の考え方等に関する情報については、市公式ホームページ（<https://www.city.oyama.tochigi.jp>）内、及びおやまアサッテ広場（<https://oyamavision.com>）を参照とすること。

（2）検証及び分析結果を根拠とする計画づくり

小山市の現状分析及び他自治体との比較による分析に加え、現計画、「小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）及び「小山市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化計画」という）に関する十分な検証・分析を行い、小山市の施策の現状・達成度・課題について評価した結果を根拠として反映させた計画とする。

（3）戦略性が高く、実効性のある計画づくり

効率的・効果的な市政運営を図る観点から、計画の構成を工夫し、重点課題を見定め、適正な成果指標を設定することで、計画推進の効果を的確に評価することができ、評価結果を次年度の進行管理及び予算措置に適切に反映できる戦略的行政経営の視点を持つ計画とする。

(4) 少子高齢化社会や経済情勢に対応できる計画づくり

人口減少の影響を踏まえた将来の人口動向等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保するために、各種個別計画との関係性を明確にした上で、今後の社会動向にも対応できる計画とする。

(5) SDGs の達成と連携した計画づくり

小山市では、「ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言」を行ったことから、カーボンニュートラルをはじめとする環境施策、教育、福祉等の SDGs の 17 の目標と関連付け、SDGs を推進する計画とする。

(6) 市民等からの多様な意見を反映した、わかりやすく伝わる計画づくり

市民・行政等が情報を共有した上で、多くの意見をもとに一体となって策定に取り組み、親しみやすく、わかりやすい、きちんと伝わる計画の構成や表現を取り入れることで、市民・行政等が共有するまちづくりの指針となり、市職員が個別計画や事業を企画する段階においても指針として常に意識する計画とする。

(7) 「総合戦略」及び「国土強靱化計画」と一体化した計画づくり

新計画において一体的なものとして策定する。

## 5. 業務内容

### 令和6年度

(1) 現状分析及び検証作業

- ア 小山市と人口規模や人口推移、地域性等が類似している自治体との比較
- イ 小山市の特徴・特性、強み・弱み
- ウ 国、県及び他自治体等における近年の動向
- エ 現計画、総合戦略及び国土強靱化計画等の課題や問題点
- オ 人口推計から想定される小山市への影響
- カ 上記のほか、今後のまちづくりに資する効果的な調査・分析

(2) より多くの多様な市民からの意見の把握・分析

意見を把握する手法については、受託者の提案を踏まえて協議する  
アンケート調査、聞き取り調査、デジタルプラットフォームの活用など

(3) 会議等の運営支援

開催方法、回数は、受託者の提案を踏まえて協議する

ア 新計画策定に係る市民等が参画する会議及び庁内検討会議等の企画運営

- ① 懇話会（外部有識者） ② 市民会議（公募等による市民）
- ③ 委員会（部長級職員） ④ 幹事会（課長級職員）
- ⑤ ワーキンググループ（職員）

イ 策定作業前からの職員研修の企画運営

ウ 市民が情報共有や意見交換ができる仕組みの提案及び企画運営

エ 市民と職員が情報共有や意見交換ができる仕組みの提案及び企画運営

#### (4) 新計画策定支援

ア (1) 及び(2)の成果並びに(3)での意見を踏まえ、新計画の骨子案を作成する

イ 新計画と「ビジョン」及び各種個別計画との関係性を整理し、整合性を図る

ウ 国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び栃木県総合戦略を踏まえる

#### 令和7年度

#### (1) 新計画策定支援

令和6年度からの継続

#### (2) 会議等の運営支援

令和6年度からの継続

#### (3) パブリック・コメントの実施・集計

新計画の素案に対するパブリック・コメントの実施によって収集した意見の整理及び対応作業

#### (4) 進行管理の仕組みづくりの検討・提案

新計画に係る進行管理の仕組みづくりの検討・提案

#### (5) 新計画の本編及び概要版の冊子の作成

ユニバーサルデザインに配慮した本編及び概要版の印刷・製本

※サイズ、ページ数、製本方法等については受託者の提案を踏まえて協議

①本編(500部、フルカラー)

②概要版(1,000部、フルカラー)

### 6. 業務の実施体制

受託者は業務を円滑で効果的に実施するため、業務目的を十分に理解の上、必要な経験及び能力を有する十分な数の技術者を配置すること。また、小山市担当者との連絡を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。

### 7. 策定方針案及び業務計画書の作成

受託者は契約後速やかに小山市と打合せを行い、新計画の策定方針案及び作業スケジュール等に関する業務計画書を作成し、提出すること。

### 8. 打合せ及び議事録の作成

受託者は業務の遂行にあたって、小山市との打合せを綿密に行い、打合せ記録の議事録を作成するとともに、進捗状況を随時報告すること。

### 9. 成果品

本業務においては、主な成果品は次のとおりとするが、詳細については小山市と受託者が協議の上で決定するものとする。なお、電子データ一式についても小山市指定のファイル形式で提出すること。

#### 令和6年度

- (1) 策定方針案・業務計画書
- (2) 他自治体との比較等による現状分析を含む調査、データ収集、検証等結果報告書
- (3) 現計画・現総合戦略の検証結果報告書
- (4) 市民からの意見の分析結果報告書
- (5) 新計画の骨子案
- (6) 各種会議等の資料（会議資料、議事録、会議報告書等）
- (7) 令和6年度業務報告書
- (8) その他、小山市の求めにより業務上作成した資料等

#### 令和7年度

- (1) 各種会議等の資料（会議資料、議事録、会議報告書等）
- (2) 新計画の素案
- (3) 新計画の本編及び概要版の原案
- (4) パブリック・コメント実施に関する報告書
- (5) 新計画の本編及び概要版
- (6) 令和7年度業務報告書
- (7) その他、小山市の求めにより業務上作成した資料等

#### 10. 資料の貸与

本業務の実施にあたり必要な資料で、小山市が所有しているものについては、これを貸与する。

#### 11. 成果品等の帰属

- (1) 受託者は、成果品の著作権を著作権法第27条及び28条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

#### 12. 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、小山市と受託者が協議の上、業務を遂行しなければならない。

#### 13. その他

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

14. 事務局（納品場所）

本業務の事務局及び成果品の納品場所は下記のとおりとする。

小山市 総合政策部 総合政策課

住 所：〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1（小山市役所本庁舎 6 階）

電 話：0285-22-9352（直通）

メール：d-kikaku\*city.oyama.tochigi.jp

（セキュリティ上、\*を@と読み替えること）